

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置
及び維持管理に関する条例

許可申請及び届出等の手引き

令和5年3月

八幡平市

市民課環境衛生係

目 次

1	「八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」 について	1
2	事業を実施してはならない禁止区域	2
3	事業区域に含めないよう求める抑制区域	3
4	再生可能エネルギー発電事業の実施に関する手続き	4
5	許可申請に係る手続き	5
6	許可基準	8
7	事業計画の変更等の手続き	9
8	許可の取消し	9
9	事業の届出に係る手続き	10
10	再生可能エネルギー発電設備の維持管理	10
11	指導、助言又は勧告及び公表	11

1 「八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」について

(1) 条例の概要

八幡平市では、災害の発生を防止し市民の生命及び財産の保護を図るとともに、本市の良好な自然環境、景観及び生活環境を保全するために「八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定し、令和5年4月1日から施行します。

この条例では、災害発生の防止又は自然環境、景観及び生活環境の保全のため特に必要と認められる区域を「禁止区域」として指定し、当該地域での事業を禁止しています。

また、災害発生の防止又は自然環境、景観及び生活環境の保全のために配慮が必要と認められる区域を「抑制区域」として指定し、当該区域を含む地域では10キロワット以上、抑制区域外では50キロワット以上の事業に関して許可の対象としています。

なお、禁止区域及び抑制区域外の10キロワット以上50キロワット未満の事業に関しては届出の対象としています。ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する事業については、対象外としています。

(2) 用語の説明

再生可能エネルギー発電設備	太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱及び電線並びにこれらに附属するものを除く。）
事業	市内において、再生可能エネルギー発電設備を設置する工事及び再生可能エネルギー発電設備を設置するために行う木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の工事（以下「設置工事」という。）又は当該再生可能エネルギー発電設備による発電を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電設備による発電を行う事業は除く。）
事業者	事業を行う者（契約により事業の実施を請け負う者を含む。）
事業区域	事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）
周辺関係者等	ア 事業区域に隣接する土地及び建物の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃借権による権利（一時使用のため設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人。以下「土地の所有者等」という。） イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体のうち事業区域の全部又は一部が活動範囲に含まれるもの

	ウ 事業の実施に伴い影響を受けるおそれがある農業、林業その他の産業を営む者で組織する団体 エ アからウまでに掲げるもののほか、事業の実施により影響を受けるおそれがあると市長が認める者
--	--

(3) 責務

この条例では、市、事業者、市民、土地の所有者等の責務を定めています。

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境、景観及び生活環境に十分配慮するとともに、災害が発生することのないよう必要な措置を講じてください。また、周辺関係者等の意見を尊重し、常に周辺関係者等と良好な関係を保つよう努めてください。

2 事業を実施してはならない禁止区域

法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる区域において、事業を実施してはいけません。

禁止区域	根拠法令	確認先
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第3条第1項）	県土整備部砂防災害課（県） 防災安全課（市） いわてデジタルマップ※
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第9条第1項）	
砂防指定地	砂防法（第2条）	
地すべり防止区域	地すべり等防止法（第3条第1項）	
国立公園	自然公園法（第2条第2号）	東北地方環境事務所（国） 商工観光課（市）

※いわてデジタルマップ（<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate>）でも確認できます。

3 事業区域に含めないよう求める抑制区域

災害発生の防止又は自然環境、景観及び生活環境の保全のため、次の区域を事業の抑制区域として指定し、事業者に対して事業区域に含めないよう求めます。

事業区域が抑制区域に含まれるかは必ず確認してください。

抑制区域	根拠法令	確認先
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法（第3条第1項）	県土整備部都市計画課（県） 建設課（市） いわてデジタルマップ※
河川区域 河川保全区域	河川法（第6条第1項、第54条第1項）	県土整備部河川課（県） 建設課（市） いわてデジタルマップ※
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第7条第1項）	県土整備部砂防災害課（県） 防災安全課（市） いわてデジタルマップ※
重点地域	岩手の景観の保全と創造に関する条例（第3条第1項第2号）	県土整備部都市計画課（県） 建設課（市） いわてデジタルマップ※
重要文化財 有形文化財 重要有形民俗文化財 史跡名勝天然記念物が所在する区域及び近接する土地 周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（第27条第1項、第57条第1項、第78条第1項、第109条第1項、第93条第1項）	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課（県） 文化スポーツ課（市） いわてデジタルマップ※
岩手県指定有形文化財 岩手県指定有形民俗文化財 岩手県指定史跡、岩手県指定名勝又は岩手県指定天然記念物が所在する区域及びその近接する土地	岩手県文化財保護条例（第4条第1項、第30条第1項、第37条第1項）	

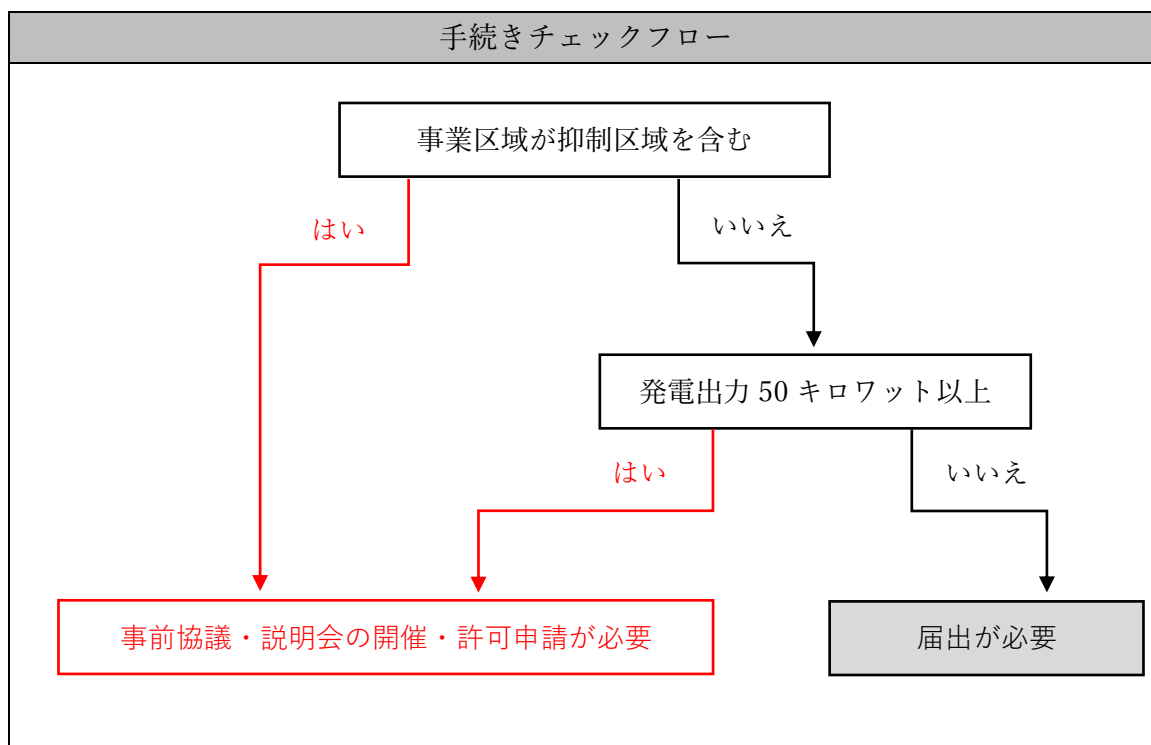
八幡平市指定有形文化財が所在する区域及びその近接する土地	八幡平市文化財保護条例（第4条第1項）	文化スポーツ課（市）
農用地区域内にある農地	農業振興地域の整備に関する法律（第8条第2項第1号）	農業委員会事務局（市）
工業地域又は工業専用地域を除く地域	都市計画法（第8条第1項第1号）	建設課（市）

※いわてデジタルマップ（<https://www.sonicweb-as.jp/iwate>）でも確認できます。

4 再生可能エネルギー発電事業の実施に関する手続き

再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする場合、事業区域や再生可能エネルギー発電設備の発電出力により、許可申請又は届出が必要となります。

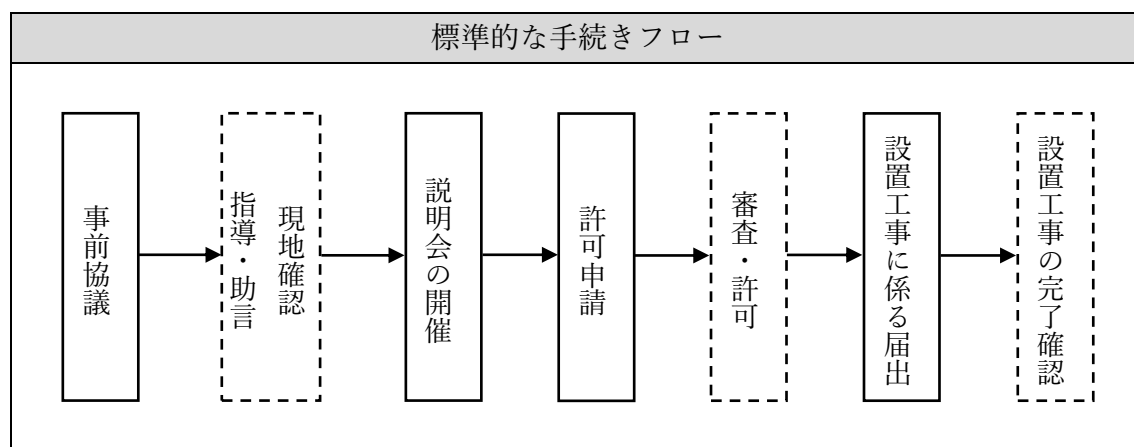
まずは事業区域が抑制区域を含んでいるか確認した後、手続きチェックフローに従い、その後の手続きを確認してください。



5 許可申請に係る手続き

事業許可に係る申請をしようとする事業者は、事業計画を定め、市長と事前に協議しなければなりません。

また、事業計画の周知を図るため、事業区域に標識を設置するとともに、周辺関係者に対して説明会を開催し、理解が得られるよう努めなければなりません。



（１）事前協議の手続き

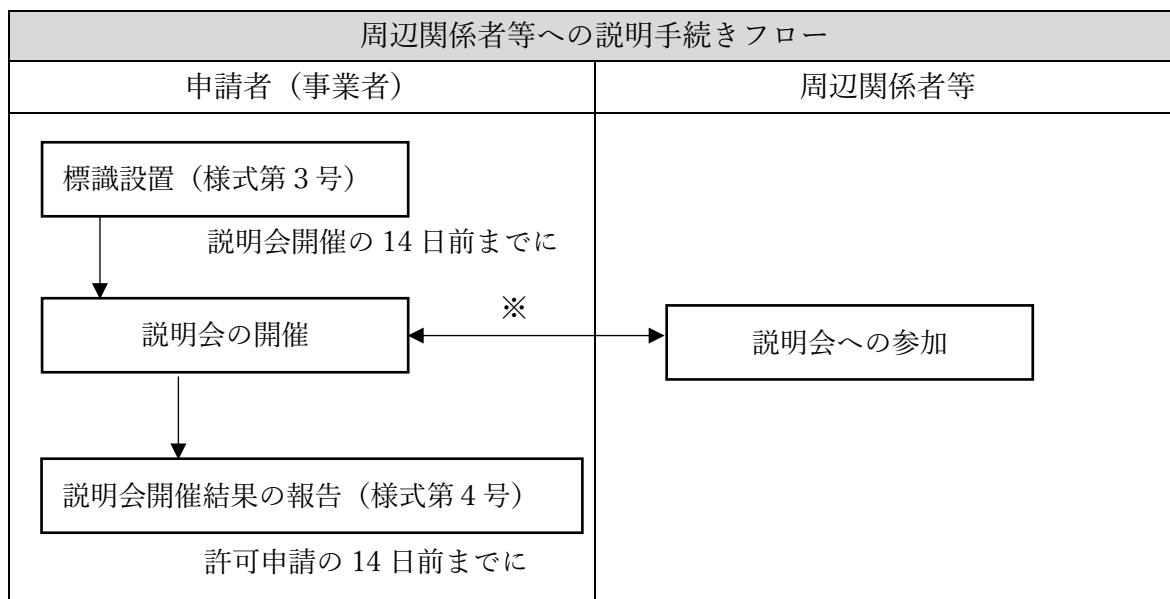
事前協議を行おうとするときは、次に掲げる書類を添えて事前協議書（様式第１号）を提出してください。

- ①事業計画書（様式第２号）
- ②事業区域の位置図、区域図及び配置図
- ③事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- ④事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- ⑤事業区域内の土地に係る公図
- ⑥造成計画の平面図及び断面図
- ⑦排水計画の平面図及び断面図
- ⑧再生可能エネルギー発電設備の構造図
- ⑨事業区域内に設置する工作物（擁壁を含む。）の構造図
- ⑩事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類
- ⑪事業に関する関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類

添付する図面等に明示すべき事項	
図面等の種類	明示すべき事項
位置図 (縮尺 1/10,000 程度)	・ 方位、縮尺 ・ 事業の位置（赤塗）

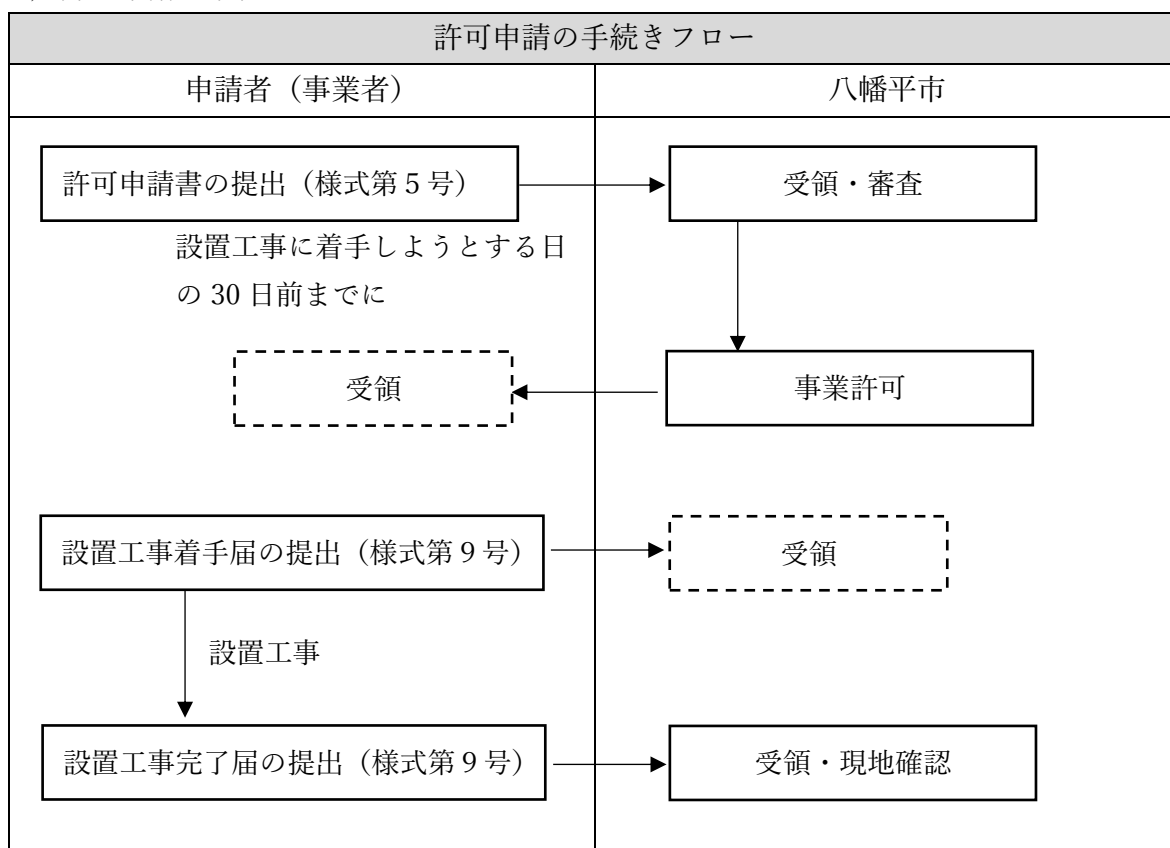
区域図 (縮尺 1/2,500 以上)	・ 方位、縮尺、事業区域 (赤粋)
配置図 (縮尺 1/1,000 以上)	・ 方位、縮尺、事業区域 (赤粋) ・ 再生可能エネルギー発電設備の位置、形状、寸法 ・ 変電設備の位置、形状、寸法 ・ フェンス等の位置、形状、寸法 ・ 緩衝帯の位置、形状、寸法 ・ 排水施設の位置、形状、寸法 ・ その他災害を防止するための施設の位置、形状、寸法
公図	・ 事業区域 (赤粋) ・ 地番、地目、地積、所有者
造成計画平面図 (縮尺 1/1,000 以上)	・ 方位、縮尺、事業区域 (赤粋) ・ 切土、盛土の施工範囲 ・ 擁壁の位置及び種類 ・ 法面の位置及び形状 ・ 排水施設 (調整池等) の位置及び流下方向 ・ その他災害を防止するための施設の位置
造成計画断面図 (縮尺 1/500 以上)	・ 事業区域の境界線 ・ 現況及び計画地盤高 ・ 切土、盛土の施工範囲、高さ及び勾配 ・ 擁壁の形状及び高さ ・ 排水施設 (調整池等) の形状 ・ その他災害を防止するための施設の形状
排水計画平面図 (縮尺 1/1,000 以上)	・ 方位、縮尺、事業区域 (赤粋) ・ 施設の種類、位置、寸法 (規模)、勾配及び流下方向 ・ 吐口の位置 ・ 放流先の位置及び名称
排水計画断面図 (縮尺 1/50 以上)	・ 施設の形状、勾配 ・ 排水の流下方向
発電設備の構造図 (縮尺 1/50 以上)	・ 発電設備の形状、高さ、寸法、材料、勾配、色彩
資力及び信用を有することを証する書類	・ 事業に係る資金計画書 ・ 融資証明書または残高証明書 ・ 納税証明書 (法人税、所得税、市税) ・ 身分証明書
関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類	・ 経済産業省による再生可能エネルギー発電事業に係る事業計画認定証明書又は通知書の写し

(2) 周辺関係者等への説明手続き



※周辺関係者等の理解が得られるよう努めてください。

(3) 許可申請の手続き



6 許可基準

(1) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境、景観及び生活環境の保全に関する事項
ア 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づく岩手県景観計画に定められた景観形成基準に基づき、許可申請があった事業計画が景観に与える影響を検討するとともに良好な自然環境、景観及び生活環境の保全のために必要な措置が講じられていること。 イ 事業区域内の立木を伐採する場合は、当該伐採が再生可能エネルギー発電設備の設置、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。 ウ 再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う土砂の流出による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。 エ 設置工事に使用する工事車両による騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。 オ 再生可能エネルギー発電設備の適切な管理、撤去及び処分について必要な措置が講じられていること。 カ 太陽光を電気に変換する設備にあっては、太陽電池モジュール（発電システムを構成し、太陽電池を複数接続することにより必要な電圧と電流を得られるようにする装置をいう。）を構成する太陽電池セルは黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。 キ 住宅等に隣接してパワーコンディショナー（太陽電池モジュールからの直流電気を交流電力に変換する装置をいう。）が設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。
(2) 事業に係る防災上の措置に関する事項
ア 事業区域において、切土、盛土、埋土等の造成を行う場合は、当該造成が再生可能エネルギー発電設備の設置、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。 イ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。 ウ 排水路、河川その他の排水施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
(3) 再生可能エネルギー発電設備の技術基準に関する事項
再生可能エネルギー発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）に定める技術基準に適合していること。

7 事業計画の変更等の手続き

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続きが必要になることがありますので、事前にご相談ください。

なお、以下の軽微な変更の際は届出が必要になります。

- ①事業者の氏名又は住所（事業を他者に譲渡する場合を除く。）の変更
- ②工事施行者の氏名又は住所の変更
- ③設置工事の着手予定日又は完了予定日の変更

変更許可等の書類	添付書類
変更許可申請書（様式第6号）	変更内容が確認できる書類
軽微変更届出書（様式第7号）	—

8 許可の取消し

許可又は変更許可を受けた事業者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことがあります。

- ①偽りその他不正の手段により、事業許可又は変更許可（以下「事業許可等」という。）を受けたとき。
- ②事業許可等を受けた日から起算して1年を経過する日までに設置工事に着手しなかったとき。
- ③設置工事に着手した後に、1年以上引き続き工事を施工していないとき。
- ④許可の際に付された条件に違反したとき。
- ⑤変更許可を受けないで事業を行ったとき。

9 事業の届出に係る手続き

抑制区域を含まず発電出力10キロワット以上50キロワット未満の事業を行う場合は、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、設置工事に着手しようとする日の30日前までに市長に提出してください。

- ①事業計画書（様式第2号）
- ②事業区域の位置図、区域図及び配置図
- ③事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- ④事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- ⑤事業区域内の土地に係る公図
- ⑥再生可能エネルギー発電設備の構造図
- ⑦事業区域内に設置する工作物（擁壁を含む。）の構造図
- ⑧事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類
- ⑨事業に関する関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類

なお、添付する図面等に明示すべき事項は、5ページの許可申請に係る手続きを参照してください。

また、事業計画の周知を図るため、事業区域に標識を設置するとともに、周辺関係者に対して説明会を開催し、理解が得られるよう努めてください。

10 再生可能エネルギー発電設備の維持管理

事業者は、関係法令及び条例を遵守し、自然環境、景観及び生活環境に十分配慮するとともに、災害が発生することのないよう必要な措置を講じなければなりません。

再生可能エネルギー発電設備の維持管理に必要な手続きは次のとおりです。

手続きの内容	報告書類等の書類	備 考
地位承継の届出	再生可能エネルギー発電事業承継届出書（様式第10号）	事業を承継した日から起算して14日以内
事業廃止の届出	再生可能エネルギー発電設備撤去完了届出書（様式第11号）	速やかに
異常発生時の報告	—	速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、当該異常について周辺関係者等に周知し、市長に通報

11 指導、助言又は勧告及び公表

(1) 指導・助言、勧告

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行います。

また、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講じるよう勧告します。

- ①条例第 11 条第 1 項若しくは第 13 条第 1 項に規定する許可を得ずに事業を実施し、又は第 12 条第 2 項の規定により付した条件に違反したと認められるとき。
- ②条例第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条又は第 18 条第 2 項に規定する届出をしなかったとき又は虚偽の届出をしたとき。
- ③条例第 20 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同条に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ④指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(2) 公表

市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表します。

なお、市長は、公表を行う場合は、あらかじめ事業者に弁明の機会を与えます。